

## 令和6年度

### 奈良県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 募集要項

～必ずお読みください～

※他の研修（ケアマネ更新研修等）の受講を検討されている方は、研修時期が重複していないかご確認の上お申し込み下さい。

#### 1. 研修の目的

この研修は、小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画または看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識及び技術を修得することを目的とします。

#### 2. 研修対象者

・介護支援専門員であって、次の（１）及び（２）の要件を全て満たす者

- |   |
|---|
| <p>（１） 奈良県内の小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者または計画作成担当者になる予定の者</p> <p>（２） 認知症介護実践者研修または痴呆介護実務者研修の基礎課程を修了している者</p> |
|---|

※「小規模多機能型居宅介護事業所」または「看護小規模多機能型居宅介護」の事業を行う事業所の計画作成担当者は、本研修の修了が必要になります。

#### 3. 実施主体

奈良県

公益財団法人 介護労働安定センター奈良支部に委託して実施します。

（ただし受講者決定の事務は県で行います。）

#### 4. 研修日程

下記の日程で、集合研修でおこないます。

2月10日（月）、2月19日（水）

奈良県社会福祉協議会（奈良県橿原市大久保町320番11）

※詳細は別添カリキュラムを必ず確認してください。

#### 5. 受講定員及び受講決定

20名

・受講の可否に関する通知は、申込み時に登録されたメールアドレスあて通知します。

（1月上旬予定）

- ・受講可能な場合は、受講に必要な情報（受講の流れ、受講料振込先等）を事業所あてに郵送します。（受講できない場合の連絡はメールのみとなります）

## 6. 申込み方法

- ・e 古都ならの申込み期間  
令和6年12月4日（水）13時から令和6年12月24日（火）12時まで
  - ・申込期間内に電子申請システム（e 古都なら）にて申込書を作成し、申込期間の最終日必着にて事業所を指定している市町村の介護保険担当課あて提出（郵送・持参）してください。FAX・電話による受付は行いません。
  - ・市町村への提出期限  
令和6年12月24日（火）17時必着  
持参の場合は、下記の時間帯の間で提出願います。（土日祝を除く）  
8:30~17:00（12:00~13:00を除く）
  - ・申込書作成方法については、別紙「電子申請システム（e 古都なら）による申込みについて」を参照してください。
  - ・システムの都合上、1回の申込みにつき、1名の申込みとなります。
- ※電子申請システムでの「申込み」だけでは、申込みが完了したことになりませんので、ご注意ください。

## 7. 受講者負担金

7,000円

- ・受講決定時にお知らせする銀行口座に振り込んでください。振込手数料は受講者側でご負担ください。（**受講決定前の受講料の納入はしないでください**）
- ・一旦納入された受講料は返金いたしません。

## 8. 修了証書

- ・カリキュラムに定める研修の全課程を修了した方に修了証書を交付します。
- ・遅刻や早退、学習意欲に欠ける場合や、学習態度が悪く研修の運営を妨げる等、受講態度が適切ではない場合は、研修の修了が認められないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 注意事項

- ・申込先については、本要項の「6. 申込み方法」を必ず確認し、誤りのないようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事業所を指定している市町村の介護保険担当課または下記問い合わせ先へ事前にご相談ください。
- ・「6. 申込み方法」に記載の期限を過ぎて提出された申込書やFAXによる提出については受理できません。

・受講決定者の変更はできません。あらかじめご了承ください。

(同一法人、同一事業所であってもできません。)

・感染症の感染拡大状況によっては研修を延期、または中止する場合があります。また、自然災害等不測の事態による場合にも、研修を延期・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

【受講される方へ】

●来場の際には公共交通機関を利用してください。

## 10. 問い合わせ先

奈良県地域包括支援課 福祉人材確保・育成係

電話 0742-27-8041 FAX 0742-26-1015